

平成31年度

水力発電の導入促進のための事業費補助金
(水力発電設備更新等事業)のうち工事等事業
公募要領

平成31年4月



一般財団法人 新エネルギー財団

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

したがって、財団の補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 補助金の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 2 財団から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得、又は効用の増加をした財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けて下さい。なお、財団は、必要に応じて取得財産等について調査することがあります。
- 4 また、補助金交付申請書又は実績報告書等の内容に疑義がある場合若しくは偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助事業終了後であっても、財団として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査を実施します。
- 5 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、財団から新たな補助金等の交付を一定期間行わない等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公開させていただきます。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額 100 万円（消費税含む）未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

目次

ページ

1	概要	1
2	事業のスキーム及び予算	5
3	実施方法	6
4	審査	11
5	年間予定表	13
6	公募期間及び書類提出先	14
7	提出書類	14
8	その他	15

様式類

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）のうち工事等事業

1 概要

1-1 目的

水力発電所は、運転開始から40年を超え、設備更新の時期を迎えているものが約半数を占めており、最新技術を用いた設備への更新や改造等を行うことで、小さな環境負荷で、出力及び電力量の増加を図ることが可能です。

既存の発電所における設備更新や改造に係る調査及び工事等に要する経費に対して補助することにより、既存の設備の有効利用を図り、再生可能エネルギーである水力発電の最大限の導入を促進し、安定かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的としています。

1-2 事業の内容

既存水力発電所（揚水式のものを除く。以下同じ。）の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業（固定価格買取制度を適用するものを除く。）を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、補助金を交付する事業です。

1-3 補助事業者

本事業の対象となる申請者は、日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業を行う民間団体等（地方公共団体、発電事業者等）とします。

特定目的会社（SPC）及び有限責任事業組合（LLP）が申請する場合は、主たる出資者又は出資表明者或いは組合員が申請者に責任を持って事業を履行させるとの確約書や主たる出資者又は出資表明者或いは組合員の資料等を提出していただきますので、その場合は財団にお問合せ下さい。

1-4 補助金

（1）補助率について

補助率は補助対象経費（消費税含まず）の1/4以内となります。

（ただし、継続補助事業の補助率は1/3以内となります。）

（2）補助金の額について

補助金の額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。また、補助金には、消費税分は含まれません。

同一地点で水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）のうち調査事業の補助金を同時に申し込むことはできません。

予算上やむを得ない場合には、一度、決定した補助金の額を減額することがあります。

事業計画の変更等により補助対象経費が増額する場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。また、事業計画の変更等により補助対象経費が減額する場合においては、補助金の額は変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

1-5 補助対象経費

補助対象経費を表1に示します。

表1 補助対象経費

事業区分	区分	内容
既存設備更新工事等事業	用地	土地
	建物	建物
	構築物	えん堤（貯水池、調整地、えん堤）、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路、雑設備等
	機械装置	水車、発電機、主要変圧器、配電盤開閉装置、自動制御装置、屋外鉄構、諸機械装置等
	諸装置	通信電灯動力装置、運材装置、修繕試験装置、雑装置等
	備品	耐用年数1年以上で、且つ取得価格が10万円以上の物品（機器装置等設置に伴う予備品、付属品等。ただし、計測機器等は含みません。）
	諸経費	既存設備更新工事等に不可欠な調査、試験等に要する費用

※補助対象となる区分及び内容は、増出力又は増電力量に密接に関連があると考えられる項目に限ります。

送配電設備、系統連系費用、無形固定資産（ダム使用料、水利使用料等）、総係費（人件費、旅費、消耗品、事務所費用等）、借地等は補助対象ではありません。

補助対象物は発電所構内のものが対象となります。ここで、発電所構内とは、一般人が自由に立ち入ることができないように何らかの方法で管理されている区域であって、発電設備等が設置されているものとしております。また、発電設備とは、電気事業法施行規則 別表第三の電気工作物としております。

既設建物、構築物、機械装置、諸装置等の撤去処分費用、仮設等が必要となる場合は補助対象となります。

1-6 事業期間

補助対象期間として採択する事業期間は、令和2年3月2日までとなります。

なお、事業が複数年に亘る場合は、以下に示す期間以内で複数年度事業として申請できます。（複数年度の事業期間）

○原則、令和2年度までとします。

ただし、補助事業者がこの期間を超える事業を行う場合は、国の予算の状況により令和3年度以降の補助が受けられない場合があります。

1-7 複数年度事業

- ①複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に行う事業に対するものであり、次年度以降の補助金交付を保証するものではありません。したがって、複数年度事業については、年度毎に補助金交付申請を行い、補助事業の採択審査を受けることになり、審査結果によっては不採択となる場合があります。採択された場合、次年度以降の補助金申請額は、原則として当該事業が採択された事業開始年度において申請した補助金額を上限額とします。補助率は原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。なお、予算上やむを得ない場合には2年目以降の補助金の交付決定額について減額等を行う場合があることに留意して下さい。
- ②各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了して下さい（原則として補助金額が0円という年度がある申請は認められません。）。
- ③各年度の補助対象経費について、工事契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各区分の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高があるようにして下さい。
- ④複数年度事業において2年目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることに留意して下さい。
- ⑤複数年度事業については、原則として2年目以降の事業は、当該年度の事業内容とその費用についての覚書等を各年度の交付決定日以降に請負業者等と締結した後、開始して下さい。なお各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までは補助対象となりませんのでご注意ください。
- ⑥複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ事業開始前に財団に報告し、その指示に従って下さい。

1-8 交付要件

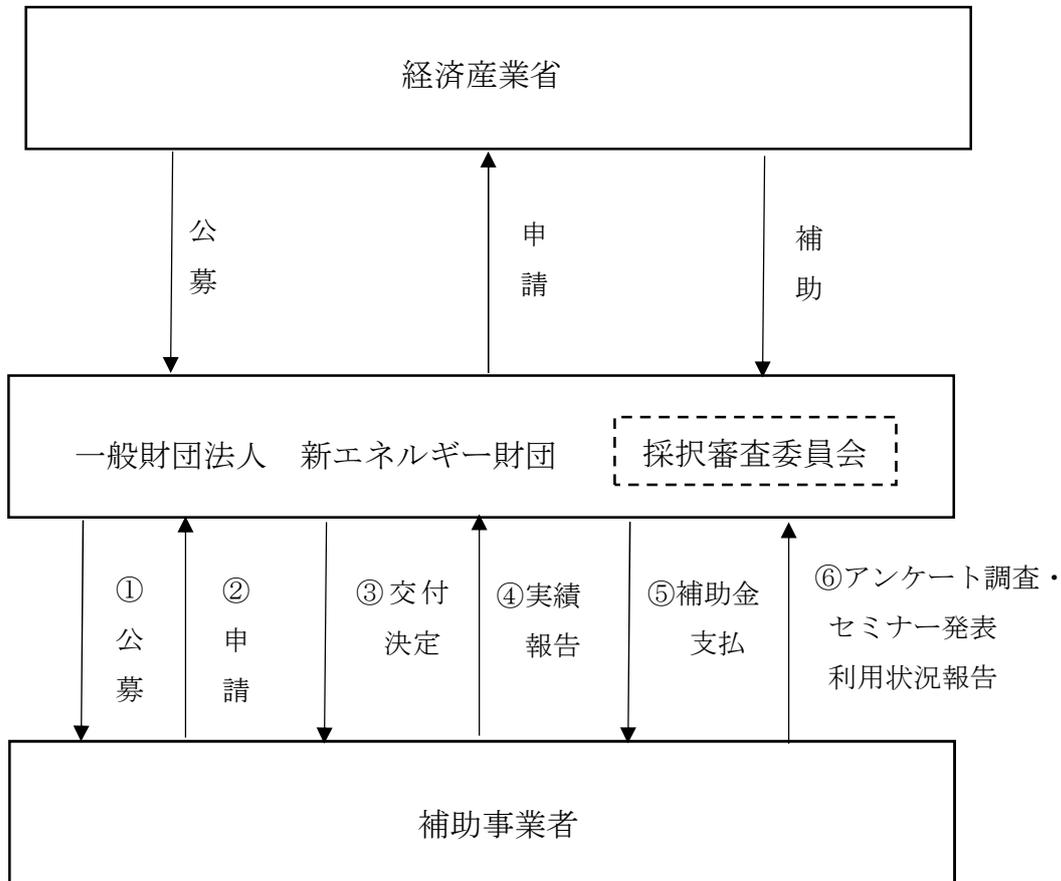
- ①日本法人又は日本国民であること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業（固定価格買取制度を適用するものを除く。）を行う者であること。
- ④本事業期間中及び財産処分制限期間中は固定価格買取制度の適用（事業計画認定を含む。）を受けないこと。
- ⑤本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑥本事業終了後においても継続的に当該事業を管理・運営する能力を有すること。
- ⑦既設発電所を廃止して、新規に発電所を新設する事業ではないこと。
- ⑧河川法、森林法等の許認可を受けているか、見込みがあること（許認可が必要な場合）。

- ⑨経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑩地元調整が確実に行われていること（事業実施に対して地元調整が必要な場合）。
- ⑪建設単価【補助対象経費／年間可能発電電力量（増分発電電力量ではなく、全体の発電電力量）】が250円/kWh以下であること。
- ⑫他省庁の同目的の補助金を受けていないこと。又は受ける予定がないこと。
- ⑬当該発電所が電力系統に接続されていること。また、増出力を行う場合は、当該電力会社と系統接続の協議が終了していること。若しくは見込みがあること。
- ⑭技術検討（流れ解析等）を行い、増出力又は増電力量が的確に算出され、増出力又は増電力量が見込まれていること。
- ⑮本事業に関連する技術力と知見を有していること。
- ⑯補助事業の経理処理にあたっては、補助金の交付の対象となる経費を明確に区別して処理できる体制を有していること。（特に、外注先からの請求書、外注先への銀行振込み及び支払い証明など）

※補助対象事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備も含め事業が確実かつ合理的に行われることについて審査します。

2 事業のスキーム及び予算

2-1 事業のスキーム



2-2 予算

- (1) 補助金名：水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
- (2) 平成31年度の公募予算額：1,035,800千円の一部を引き当てます。
- (3) 事業内容：既存水力発電所（揚水式のものを除く。）の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造（固定価格買取制度を適用するものを除く。）に対して、当該事業に必要な費用の一部を補助します。
- (4) 成果目標：水力発電事業性評価等支援事業、地域理解促進等関連事業、水力発電設備更新等事業及び水力発電実証モデル事業を通じて、ベースロード電源である水力発電について、令和2年までに10万kWの事業化を推進します。また、既存発電所出力の15万kWの増加を図ります。

財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存水力発電所の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業を行う方に交付するものです。

3 実施方法

本事業の申請にあたっては、「水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程」、補助事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課 平成31年3月）及び以下を熟読のうえ、申請して下さい。

3-1 事業の公募について

財団は、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）を実施するにあたり、公募期間、その他交付申請に必要な事項について、財団ホームページに掲載し公募を開始します。

詳しくは、財団ホームページ（<http://www.nef.or.jp/>）をご覧ください。

代理・代行申請は受け付けておりませんので必ず申請者ご自身で申請して下さい。

3-2 交付の申請について

申請される事業申請者は、所定の様式を用いて、申請書類一式を作成し、正・副各1部を財団に提出して下さい。

3-3 交付の決定について

財団は、申請された事業が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します（交付決定及びその他の財団からの連絡等は、全て「担当者連絡先」に記載されている住所、電話・FAX、電子メール宛に行います。なお、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、採択しないことがあります。）。

補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に財団が実施する「確定検査」により決定されるものであり（3-7 実績報告及び額の確定について）、交付決定通知書に記載の額ではないことにご留意下さい。

また、補助金の交付が適当でないとしたときは、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

なお、補助事業の採否の決定にあたっては、「4 審査」に基づき審査を行います。

交付決定後、採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会（交付決定日以降の実施方法に関する説明会）を開催します。開催日時等は補助事業者に別途連絡します。

3-4 補助事業の開始について

補助事業者は、財団から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注、契約）が可能となります。入札書の開札、相見積書の開封等を行った時点で設計・工事等の発注、契約の開始となります。

なお、交付決定前に、補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は、補助対象外となります。設計、工事などの発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意して下さい。また、不明な点があれば必ず財団の担当者へ相談して下さい。

（1）競争入札の開始は交付申請書の提出日以降にできるが、競争以外の見積依頼は交付決定日以降

であること。

- (2) 発注日、契約日は、交付決定日以降であること。
- (3) 原則として、一般競争入札、3者以上の指名競争入札又は3者以上の相見積によって契約先を決定すること。
- (4) 補助対象外の工事等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注すること。工事等の契約・支払にあたっては、補助対象となる工事等と、補助対象外の工事等それぞれに係る費用が明確にわかるようにすること。なお、補助対象外を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること（補助対象内外の判別ができない場合、補助金が支払われないことがあります。）。
- (5) 当該年度に実施された設計、設備購入、工事等については、原則、当該年度の補助事業期間中に対価の支払いが完了すること。
- (6) 複数年度に亘る事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

3-5 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の区分ごとに配分された額の変更、工程の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要があります。

補助対象経費の各区分の配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、財団の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は事業計画が変更されるわけではないので、原則として財団の承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金の額の増額は原則認められません。

3-6 補助事業者の外部への支払いについて

補助事業者から請負業者等への代金支払は原則として事業期間中に行ってください。

ただし、事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものについては、代金支払を実績報告書提出日までに行ってください。（請負業者等からの請求書は、補助事業完了日までに受領して下さい。）

また、その方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。

3-7 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内或いは令和2年3月10日のいずれか早い日の午前12時までに実績報告書を提出して下さい。

財団は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき

補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途通知します。

自社によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を補助対象経費とします。

補助事業者は、財団の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

3-8 取得財産等の管理について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に準拠した期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。

したがって、補助事業者において上記の処分或いは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出して下さい。

3-9 結果の公表について

財団は、補助金の交付決定後に、申請件数及び採択件数、補助事業者名、事業名、事業期間、事業概要等を財団ホームページで公表します。

3-10 利用状況等の報告について

補助事業者は、補助事業で取得した財産等（取得財産等）の適正な管理のため、取得財産等の利用状況について更新工事終了後36ヶ月の間、以下の項目等について報告していただきます。

なお、報告期日は毎年6月末です。

①平均使用水量（発電電力量からの換算【PQ換算】可）

②発電電力量

3-11 アンケート調査について

補助事業の効果を把握する等の目的でアンケート調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。

3-12 セミナーにおける発表について

補助事業の効果をPRするために、事業終了後においてもセミナー等を開催する場合があります。開催の際は、発表の説明、資料提供等のご協力をお願いします。

3-13 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている項目に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- (2) 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、申請者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

暴力団排除に関する誓約事項

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることとなります。

(4) 申請者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出して下さい。

3-14 実施体制の把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付して下さい。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先又は委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合、税

込み100万円以上の取引に限る)も、上記同様に、実施体制資料に記述をして下さい(再々委託先については金額の記述は不要)。

実施体制は原則、整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示して下さい。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

[記載例]

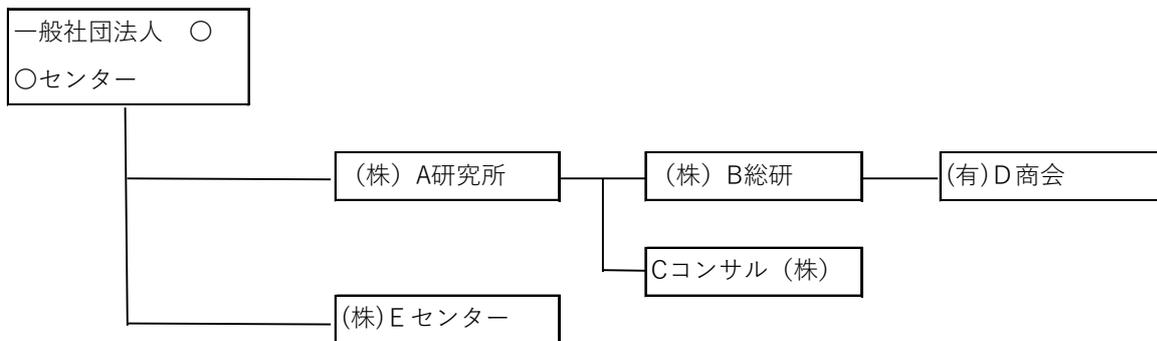
実施体制 (税込み100万円以上の請負・委託契約)

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先 ((株) A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル (株)	再委託先 ((株) A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先 ((株) B研究所の委託先)	上記記載例参照	記入不要 (※)	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	上記記載例参照	※算用数字を使用し、円単位で表記	上記記載例参照

(※) (有) D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図 (税込み100万円以上の請負・委託契約)

補助事業者 委託先 再委託先 再々委託先



4 審査

4-1 審査方法

財団は補助金交付申請書に記載された事業内容等について、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による採択審査委員会に諮り、各審査項目により評価を行い、採択案件を選定します。また、応募締切後に必要に応じて申請に関するヒアリングの実施、又はプレゼン実施の依頼を行うことがあります。

なお、採択は予算の範囲内かつ後年度負担を考慮したうえで行うこととなるため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがあります。

4-2 審査項目

審査は「要件審査」及び「採点審査」を実施します。

○「要件審査」は以下の3項目を確認し、1つでも要件を満たさない場合は不採択となります。

- ・補助事業者：本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす民間団体等（地方公共団体、発電事業者等）とします。

日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電事業を行い、保有する水力発電所（運転開始又は補助対象設備の更新後、原則20年以上経過していること。）の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業（固定価格買取制度を適用するものを除く。）を行う者であること。

- ・補助対象事業：実施計画が公募要領の要求を満たしていること。
- ・交付要件：公募要領に記載の交付要件等を満たしていること。

○「採点審査」は、要件審査をクリアした申請に対して、実施計画書に記載している内容について、

採点による審査を行います。採択の可否に当たり、優劣となる主な審査事項等は以下のとおりです。

- ・技術検討（流れ解析等）を行い、増出力、増電力量が精度よく算出されていること。
- ・費用対効果が大きい事業であること（建設単価【補助対象経費／年間可能発電電力量】、ならびに建設単価【補助対象経費／年間増分電力量】が小さいこと。）。
- ・増電力量が大きい事業であること。
- ・増出力が大きい事業であること。
- ・ただし、補助事業終了後に増出力又は増電力量の増加割合が、申請時の値を満足しない場合は、交付決定を取消した上で補助金の返還を求めることがあります。
- ・事業計画に具体性と実現可能性が備わっていること。
- ・事業計画にコストダウン施策が反映されていること。
- ・事業の実施方法について効果的な工夫が見られること。
- ・事業の実施方法、実施スケジュールは現実的かつ妥当であること。
- ・その他の必要事項。

4-3 採択しない事例

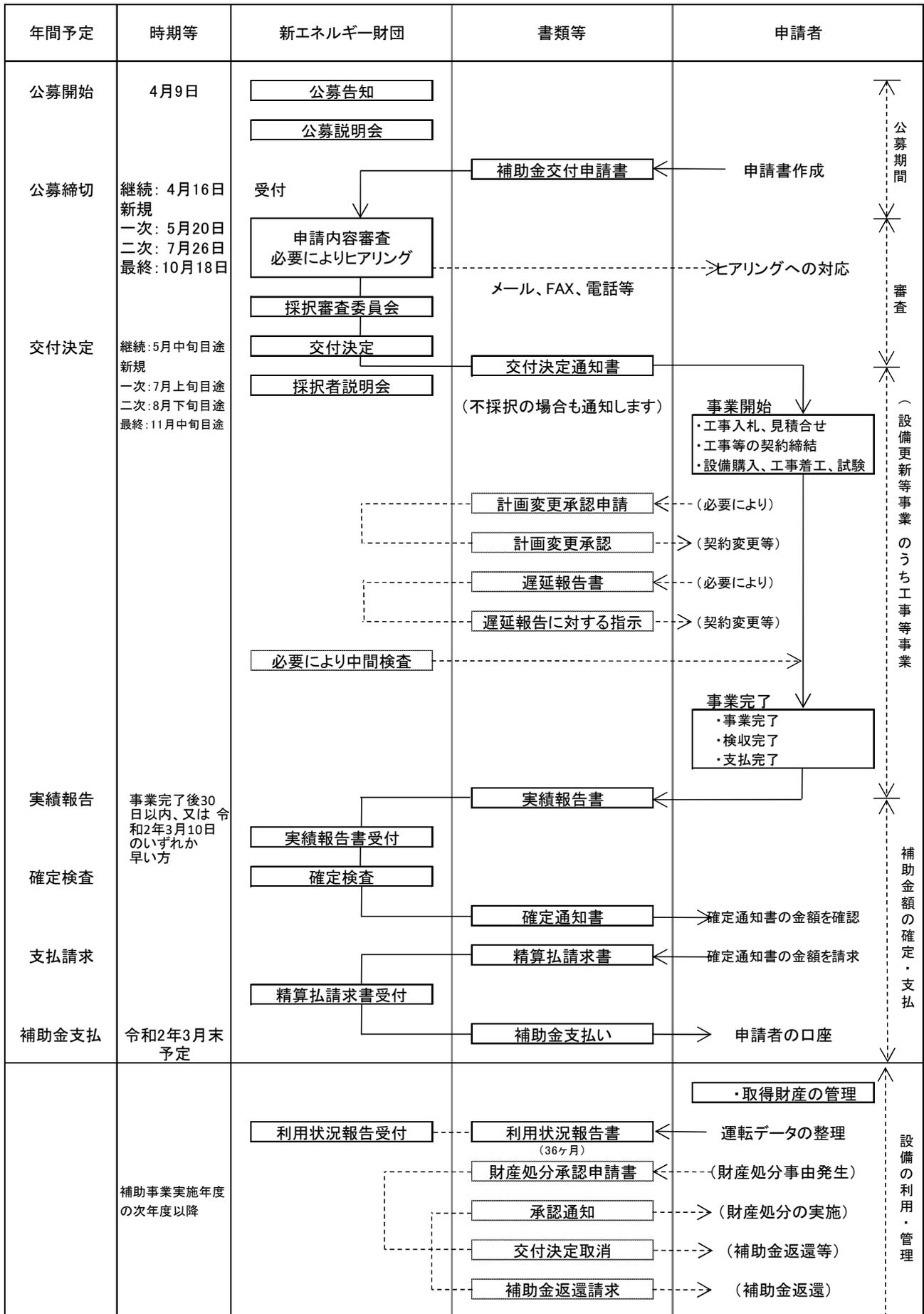
採択しない事例を、以下に示します。

- ・事業を実施する事業者となる企業等の実態がない場合、事業継続の確実性が見込めない場合（休

眠会社、直近2期連続で債務超過となっている企業等を含む。)

- ・事業のための資金計画に妥当性が認められない場合。
- ・事業の実施方法、実施スケジュールは現実的かつ妥当でない場合。
- ・事業計画に不明確や不確定な要素がある場合。
- ・費用対効果が小さい事業である場合（建設単価が大きい場合。)
- ・増出力又は増電力量が小さい事業である場合。
- ・同一地点で水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）のうち調査事業の補助金を同時に申し込む場合。
- ・既設発電所を廃止して、新規に発電所を新設する事業を行う場合。
- ・他省庁、或いは財団の他の補助事業から同目的の補助金を受けている場合。又は、受ける予定がある場合。
- ・地元調整や許認可を受けていない場合。又は見込みが示されていない場合。

5 年間予定表 * 公募手続きの一般的な流れ



6 公募期間及び書類提出先

(1) 公募期間

平成31年4月9日(火)～令和元年10月18日(金)

- ・継続案件 締切：平成31年4月16日(火) 17:00(財団必着)
- ・新規案件一次締切：令和元年5月20日(月) 17:00(財団必着)
- ・新規案件二次締切：令和元年7月26日(金) 17:00(財団必着)
- ・新規案件最終締切：令和元年10月18日(金) 17:00(財団必着)

注：各締切時点で、予算額以上の申請があった場合は、公募期間中であっても公募を中止することがありますのでご注意ください。

また、公募期間終了後に予算額に達しない場合には追加公募を行うことがあります。

(2) 提出先

〒170-0013 東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムブル・コジマ2階

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力業務部 設備更新補助事業担当者

(3) 提出方法

持参又は郵送等

※持参の場合は2階「案内」で受付を行い、その指示に従って下さい。

郵送の場合は、電話による受領確認をお願いします。

(4) 問合せ先

事務局 水力業務部 設備更新補助事業担当者 メールアドレス：koshin@nef.or.jp

TEL：03-6810-0373 FAX：03-6810-0370

※本事業に対するお問合せは、土日祝日を除く

9：00～12：00、13：00～17：00の間に、極力、メールでの問い合わせをお願いします。

7 提出書類

下記の資料をA4ファイルに綴じて、2部(正・副各1部)提出して下さい。

(1) 補助金交付申請書 【様式第1】(公印要。副は写しで可)

(2) 補助金交付申請書の添付書類

・補助事業に要する経費の配分 :【別紙1】

(3) 実施計画書 :【様式2】

(4) 実施計画書の添付書類

・補助事業対象の既存設備 :【別紙1】

・補助事業の実施計画表 :【別紙2】

・行政手続等に係る一覧表 :【別紙3】

・事業経費の配分内訳 :【別紙4】

・補助事業に要する経費及びその調達方法 :【別紙5-1】

・資金の調達予定 :【別紙5-2】

・増出力、増電力量の両方、又はどちらかの算出根拠 . . . :【別紙6】

・積算明細書、積算根拠 :【別紙7】

- ・建設単価算出根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・：【別紙8】

(5) その他必要書類

- ・固定価格買取制度の適用を受けないことに関する誓約書（公印要。副は写しで可）
- ・申請者定款（ただし、申請者が、地方公共団体の場合は不要）
- ・登記簿（履歴事項全部証明書の原本）（ただし、申請者が、地方公共団体の場合は不要）
正には原本を添付。副には写しで添付可。
- ・直近2カ年分の財務諸表
- ・会社概要（パンフレット等）
- ・役員名簿（ただし、申請者が、地方公共団体の場合は不要）
上記「会社概要」に役員名及び役職名が記載、確認できる場合は提出不要。
- ・地形図（発電所の位置がわかるもの）
- ・現地写真（発電所全景、水車及び発電機等）
- ・機器外形図、機器配置図等（機器とは、水車、発電機及び更新予定の機器をいう）
- ・建物、構築物、平面図、断面図等（更新箇所が色等で分かるようにする）
- ・当該電力会社との系統接続の協議資料（増出力を行う場合）
- ・流況曲線（原則：水力発電予定地点における至近10年間の流況資料に基づくこと）
- ・昨年度の発電電力量（MWh）、使用水量（m³/s）・・・（365日、日平均）
- ・有効落差、出力の算定及び水車の種類の選定についての根拠資料（既設備と変更がある場合）
- ・補助対象設備の定格事項がわかる資料（銘板の写しなど）
- ・環境影響調査資料（必要な場合）
- ・地元調整資料（必要な場合）
- ・水力発電所を有していることを証明する資料（電気事業法、河川法等の許認可・届出等の表紙）
- ・他に補助金を受けている（及び受けようとしている）場合の補助金件名一覧リスト
- ・その他必要な書類

注1：審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

注2：提出書類の返却はいたしません。

注3：公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。

8 その他

下記事項についてあらかじめご了承下さい。

国の予算の支出先、使途の透明化およびオープンデータ^{*1}の取組を政府として推進すべく、当財団が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、法人インフォメーション^{*2}に原則掲載されることとなります。そのため、財団が補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表されることをあらかじめ了承いただきます。

(※1) オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する

こと。

(※2) 法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。 掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>

様式第 1

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 中村 薫 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 公印

平成 3 1 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金
(水力発電設備更新等事業) のうち工事等事業
交付申請書 (発電所名)

水力発電の導入促進のための事業費補助金 (水力発電設備更新等事業) 交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的及び内容

目的：

※簡潔に記載して下さい。

事業内容：

※補助事業全体の概要について簡潔に記載して下さい。

3. 補助事業の実施計画

(1) 当年度

事業期間 交付決定日以降 ～ 年 月 日
実施内容・計画

※実施内容、計画等について明瞭・簡潔に記載して下さい。

(2) 全体の事業期間 令和元年 月 日 ～ 年 月 日

(注1) 当年度の事業開始日は、「交付決定日」以降とすること。

(注2) 当年度の事業完了日は、令和2年3月2日までとすること。

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること。この場合、事業期間の開始日は初年度の交付決定日以降の日とすること。

4. 補助金交付申請額 (全期間)

(1) 補助事業に要する経費	000,000,000円	(税込み額)
(2) 補助対象経費	000,000,000円	(税抜き額)
(3) 補助金の交付申請額	000,000,000円	(税抜き額)

(注1) 補助事業に要する経費は、総事業費ベース（補助対象経費＋対象外）の額を記載して下さい。

5. 補助事業に要する経費の配分（別紙1）

(別紙 1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

区 分	補 助 事 業 に 要 す る 経 費	補 助 対 象 経 費 の 額	補 助 率	補 助 金 の 交 付 申 請 額
用 地 建 物 構 築 機 械 装 諸 装 置 備 置 品 諸 経 費 消 費 税		—	1/4 以内	—
合 計				

(注 1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注 2) 金額については円単位とし、小数点以下は切り捨てること。

(注 3) 継続補助事業の場合、補助率は 1/3 以内とする。

(注 4) 用紙の大きさは A 4 サイズとする。

様式第 2

平成 3 1 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
のうち工事等事業に関する実施計画書

1. 補助事業の名称

注：様式第 1 の補助事業の名称と同じ

2. 申請者の名称 ○○○○○○○○

3. 代表者名 ○○○○○○○○

4. 所在地 ○○県□□市……

5. 連絡先

【実務責任者】 ←注：補助事業の事業遂行上の実務責任者（プロジェクトリーダーといった方）

所 属 ○○○部△△△課

役 職 名 ○○○

氏 名 ○○○ ○○○

（TEL：△△△－△△△－△△△△ [代] 内線△△△△）

（FAX：△△△－△△△－△△△△）

（Eメールアドレス：△△△@△△. △△. △△）

【管理担当】 ←注：補助事業諸連絡・手続きの窓口になる方

所 属 ○○○部△△△課

役 職 名 ○○○

氏 名 ○○○ ○○○

（TEL：△△△－△△△－△△△△ [代] 内線△△△△）

（FAX：△△△－△△△－△△△△）

（Eメールアドレス：△△△@△△. △△. △△）

所 在 地 ○○県△△市……

（上記代表者の「4. 所在地」欄の記載内容と異なる場合）

【経理担当】

所 属 ○○○部△△△課

役 職 名 ○○○

氏 名 ○○○ ○○○

（TEL：△△△－△△△－△△△△ [代] 内線△△△△）

（FAX：△△△－△△△－△△△△）

注：補助事業の実施管理の体制がわかるものを添付して下さい。

6. 事業の実施場所

住 所 ○○県○○市○○町○○番○○号

最寄り駅等 ○○本線○○駅（○○バス停） 車○○分

7. 事業の内容（全期間）

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注：補助事業（全期間）の概要を記載下さい。

- ①補助事業対象の既存設備 (別紙1)
- ②補助事業の実施計画表 (別紙2)
- ③行政手続等に係る一覧表 (別紙3)

<p>1. 補助事業の内容</p> <p>補助事業対象となる水力発電所について、既設設備の更新、改造等の内容、ならびに、全期間での補助事業による増出力及び増電力量について記載すること。なお、出力は電気事業法、河川法等での許認可内容と一致すること。</p> <p>(注) 増出力が無い場合は、その理由を簡潔に記載。また、複数号機のある発電所で今回補助金対象として設備更新する号機が発電所の一部号機である場合、対象となる号機及び発電所ベースの増出力及び増電力量を記載する。</p>
<p>[記載欄]</p> <p>(増出力及び増電力量の記載例)</p> <p>増出力 (○○kW ⇒ ●●kW、△%増)</p> <p>増電力量 (○○MWh ⇒ ●●MWh、△%増)</p>

2. 工程と達成目標

前記の設備更新、改造等の主要工程とその内容、達成目標を出来る限り定量的に簡潔に記載すること。(複数年度事業の場合には、各年度の出来高予定の内容を具体的に、かつ内容に重複がないよう記載のこと)

[記載欄]

3. 目標を達成するための手段

前記の目標について、どのような手段(検収方法など)で達成する計画かを具体的に記載する。実際の作業内容、実施方法及び実施スケジュールを明確に記載する。

[記載欄]

補助事業対象の既存設備

【発電所建設時】

水系及び使用河川名		水系名	取水河川名		放水河川名	
ダム及び水力発電施設名		ダム名	水力発電所名			
取水口位置		県	市	町	字	
発電所位置		県	市	町	字	
発電方式						
ダム	所在地	県	市	町	字	
	諸元	形式	堤高	堤頂長	堤体積	
使用水量 (m ³ /s)		最大	常時	常尖		
総落差 (m)		取水位	放水位	総落差		
有効落差 (m)		最大	常時	常尖		
出力 (kW)		最大	常時	常尖		
年間可能発電電力量		(MWh)				
取水設備		取水口の型式				
導水路		形式	亘長 (m)	内径 (m)		
放水路		形式	亘長 (m)	内径 (m)		
水圧管路		条数	長さ (m)	内径 (m)	(最大～最小)	総重量 (ton)
機械装置	水車	種類	出力 (kW)	台数		
	発電機	種類	容量 (kVA)	台数		
	変圧器	種類	容量 (kVA)	台数		
	送電方法	電力線へ接続				
着工	年月	通水年月	年月	発電開始年月	一部：年月 (kW) 全部：年月 (kW)	完成年月 年月

(添付資料) 1. 補助事業の実施場所の位置図

2. 設備全体平面図、主要施設の構造図(設計図) (A3/A4の1枚図面に各々まとめて下さい)

【設備更新】

補助事業対象設備が発電所建設後に更新されている場合には、下記に更新内容等をご記入下さい。

更新設備		内容					
(上記項目に合わせる)		(上記項目に合わせる)					
出力 (kW)		最大	常時	常尖			
年間可能発電電力量		(MWh)					
着工	年月	通水年月	年月	発電開始年月	年月	完成年月	年月

(注)・用紙の大きさはA4サイズ。

・上記に記載する諸元は電気事業法の工事計画届出書を参考に記載すること。

行政手続等に係る一覧表

関係法令名	許認可、届出等の内容	行政機関	実施期間	許認可（希望）年月	処理状況
(処理済) 森林法	保安林内作業許可申請	〇〇県	〇年〇月	〇年〇月	
(手続中) 自然公園法	特別地域内鉱物の堀採 (土石の採取)許可申請	環境省 〇〇事務所	〇年〇月	〇年〇月	事前了解、申請手 続き中
(手続中) 河川法	土地の占用の許可申請 流水占有許可申請 工作物の新築等の許可 申請	国土交通省 〇〇事務所	〇年〇月	〇年〇月	事前相談中 〇〇申請予定
(手続中) 電気事業法	電気工作物の変更届 出	〇〇経産局	〇年〇月	〇年〇月	事前相談中 〇〇申請予定

※ 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）に伴う更新及び改造工事を行うに当たり、許認可、届出等の行政手続（地方公共団体の条例、地元との取決め等に基づくものを含む。）や住民への説明等の手続が必要な場合は、必要となる手続の内容全てについて、手続の進捗状況、手続の計画が把握できる資料（協議録・議事録ほか）を添付すること。なお、計画段階にある場合は、スケジュール等の面で無理がないことを確認できるものであること（必要な手続が未了のものについては、行政機関等の窓口名、通常の事務処理期間、懸案事項、見通し等について記載すること。）。

(注) 用紙の大きさはA4サイズ。

別紙4

事業経費の配分内訳（当該年度）

（単位：円）

区 分	事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の 交付申請額	備 考
用 地			1/4 以内		
建 物			1/4 以内		
構 築 物			1/4 以内		
機 械 装 置			1/4 以内		
諸 装 置			1/4 以内		
備 品			1/4 以内		
諸 経 費			1/4 以内		
小 計					
消 費 税					
合 計					

（注1）当該年度について記載して下さい。

（注2）金額については円単位とし、小数点以下は切り捨てること。

（注3）積算明細書、積算根拠資料を添付して下さい。（別紙7）

（注4）継続補助事業の場合、補助率は1/3以内とする

（注5）用紙の大きさはA4サイズ。

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

(単位：円)

年度	補助事業に 要する経費 (税込み)	補助対象 経費 (税抜き)	補助金(税抜き)			(注1) 自己資金	金融機関借入金(注1)			(注1) その他 (寄付等)	合計	備考
			財団 補助金	その他の 補助金	小計		(銀行1)	(銀行2)	小計			
平成31年度												
令和2年度												
(令和3年度)												
(令和4年度)												
(令和5年度)												
合計												

(注1) 補助事業に要する経費(税込み)から、財団補助金(税抜き)の額を引いた金額を各資金(自己資金、金融機関借入金、その他)で充当する。

(注2) 補助金により取得した設備に担保権を設定する場合は、備考欄に必ずその旨を記載すること。

(注3) 用紙の大きさは、A4サイズ又はA3サイズ。

別紙5-2

資金の調達予定

<全体>又は<年度>

(地方公共団体の方のみ提出して下さい。)

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費 (税込み)	補助金交付 申請予定額 (税抜き)	地方負担分内訳 (注1)					
			県負担額	予算措置の 状況	市町村負担額	予算措置の 状況	その他 負担額	予算措置の 状況
用地								
建物								
構築物								
機械装置								
諸装置								
備品								
諸経費								
計								

(注1) 補助事業に要する経費(税込み)から、財団補助金(税抜き)の額を引いた金額を各資金(自己資金、金融機関借入金、その他)で充当する。

(注2) 用紙の大きさはA4サイズ。

増出力及び増電力量の算出根拠

注1) 原則として、増電力量の計算は年間可能発電電力量の計算とすること。

- ・ダム式の場合の水位は、ダムの基準水位（一定落差）とする
- ・流況は、計画地点の河川流量（日平均）とする。
- ・至近10ヶ年分を平均した流況とする。

注2) 増出力及び増電力量の記載例

項目	更新単位	更新前	更新後	増分	
				増分	割合
出力	○号機	○○○kW	●●●kW	◇◇kW	△%
	発電所	□□□kW	■ ■ ■ kW	◎◎kW	▲%
電力量	○号機	○○○MWh	●●●MWh	◇◇MWh	△%
	発電所	□□□MWh	■ ■ ■ MWh	◎◎MWh	▲%

単号機のみ発電所又は複数号機のある発電所で全数設備を更新する場合は、発電所のみ数値を記載する。

注3) 最大出力及び年間可能発電電力量は有効数字3桁並びに増分割合は有効数字2桁で表記する。

I) 最大出力の増分割合の計算例

・設備更新前

有効落差=155.00m 使用水量=5.00m³/s

水車効率(最大時)=86.0% 発電機効率(最大時)=95.0%

発電所出力=9.8×155.00×5.00×0.860×0.950
=6,205

≒6,210kW (有効数字4桁目は四捨五入)

・設備更新後

有効落差及び使用水量は変わらず

水車効率(最大時)=88.5% 発電機効率(最大時)=95.0%

発電所出力=9.8×155.00×5.00×0.885×0.950
=6,385

≒6,390kW (有効数字4桁目は四捨五入)

・増分割合=(設備更新後出力-設備更新前出力)÷設備更新前出力×100

= (6,390-6,210)÷6,210×100

=2.89

≒2.8% (有効数字3桁目は切り捨て)

II) 年間可能発電電力量の増分割合の計算例

・設備更新前の年間可能発電電力量＝33,300,000 kWh

・設備更新後の年間可能発電電力量＝33,700,000 kWh

・増分割合＝(設備更新後電力量－設備更新前電力量)÷設備更新前電力量×100
＝(33,700,000－33,300,000)
÷33,300,000×100
＝1.20
≒1.2% (有効数字3桁目は切り捨て)

別紙 7

積算明細書、積算算出根拠

建設単価算出根拠

注) ①年間可能発電電力量及び②年間増分電力量に対する補助対象経費の建設単価

関連資料

【関連資料1】	補助事業における利益排除等について・・・・・・・・・・・・・・・・	35
【関連資料2】	提出書類の作成イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・	38

補助事業における利益排除等について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

i. 利益等排除の対象となる調達先（添付資料参照）

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）、（２）、（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１） 補助事業者自身
- （２） 100%同一の資本に属するグループ企業
- （３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

ii 利益等排除の方法

（１） 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価または当該工事の工事原価をいいます。

補助対象額＝製造原価（または工事原価）

（２） 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内（または当該工事の工事原価以内）であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売り上げ総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第 2 位を切り上げて計算します。

補助対象額＝調達先の製造原価（または工事原価）

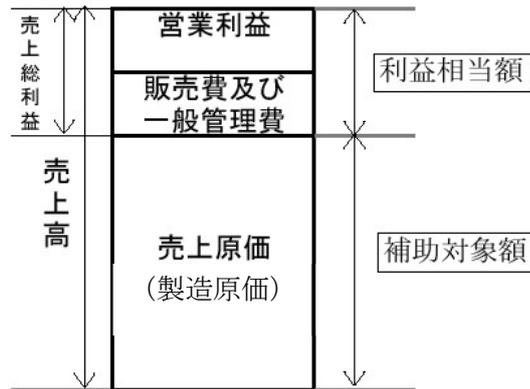
※販売費は発生しないものとする

これによりがたい場合

補助対象額＝取引価格－調達先の利益相当額

調達先の利益相当額＝取引価格×売上総利益率

売上総利益率＝売上総利益／売上高（直近年度の損益計算書による）



(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価（または当該工事の工事原価）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

$$\text{補助対象額} = \text{製造原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

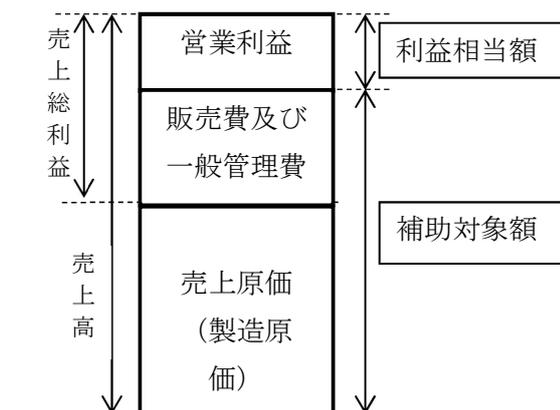
これによりがたい場合

$$\text{補助対象額} = \text{取引価格} - \text{利益相当額}$$

$$\text{利益相当額} = \text{取引価格} \times \text{営業利益率}$$

$$\text{営業利益率} = \text{営業利益} / \text{売上高}$$

（直近年度の損益計算書による）



注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただくとともに、またその根拠となる資料（利益排除計算書、原価証明書等）も提出していただきます。

なお、(2) 及び (3) が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこのかぎりではありません。

<連結財務諸表原則>

○親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含まなければならない。
(支配が一時的である会社は連結の範囲に含めない。)

➡ 連結会社相互間の投資と資本及び債務と債権を相殺消去等の処理を行う。

○非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用しなければならない。

➡ 持分法とは、投資会社が被投資会社の純資産及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資額を連結決算日ごとに修正する方法。

財務諸表等規則第8条における定義

子会社

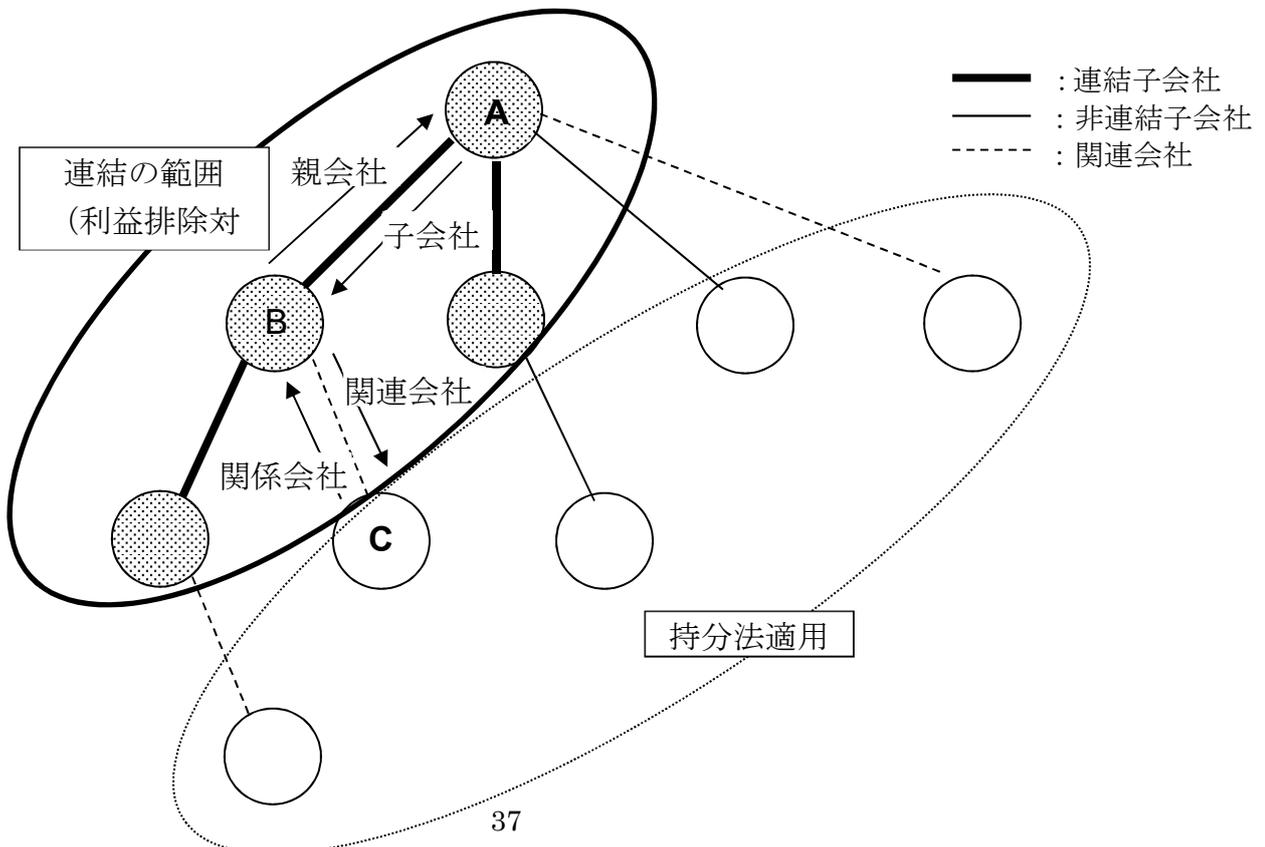
- ① 議決権の過半数を実質的に所有している。
- ② 議決権の40～50%を所有し、かつ、役員の派遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。

関連会社

- ① 議決権の20%以上を所有している。
- ② 議決権の15～20%を所有し、かつ、役員の派遣、融資、技術供与、取引等で重要な影響を与えることができる。

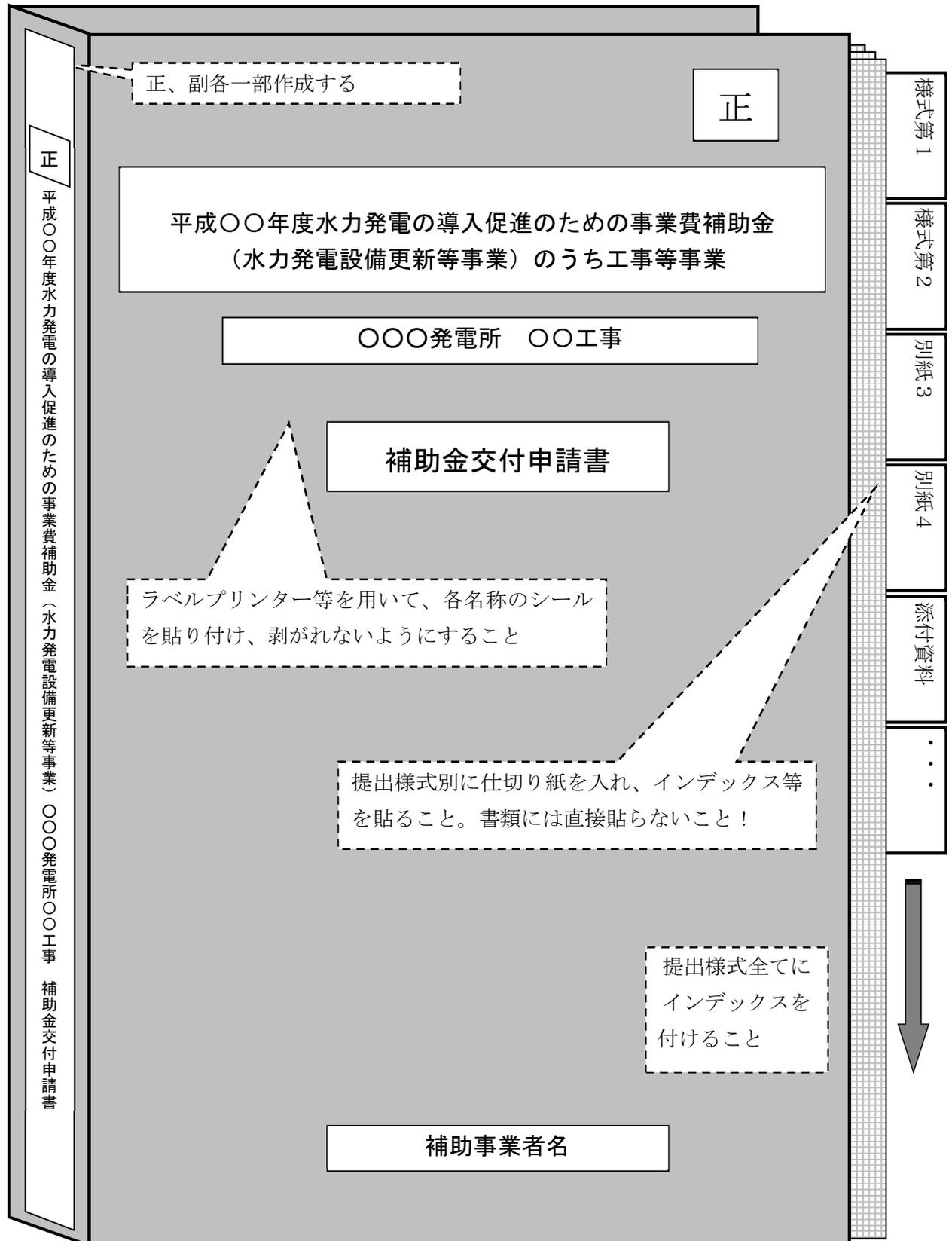
関係会社

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 関連会社
- ④ 該会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社



提出書類の作成イメージ

(1) 提出ファイルの綴じ方

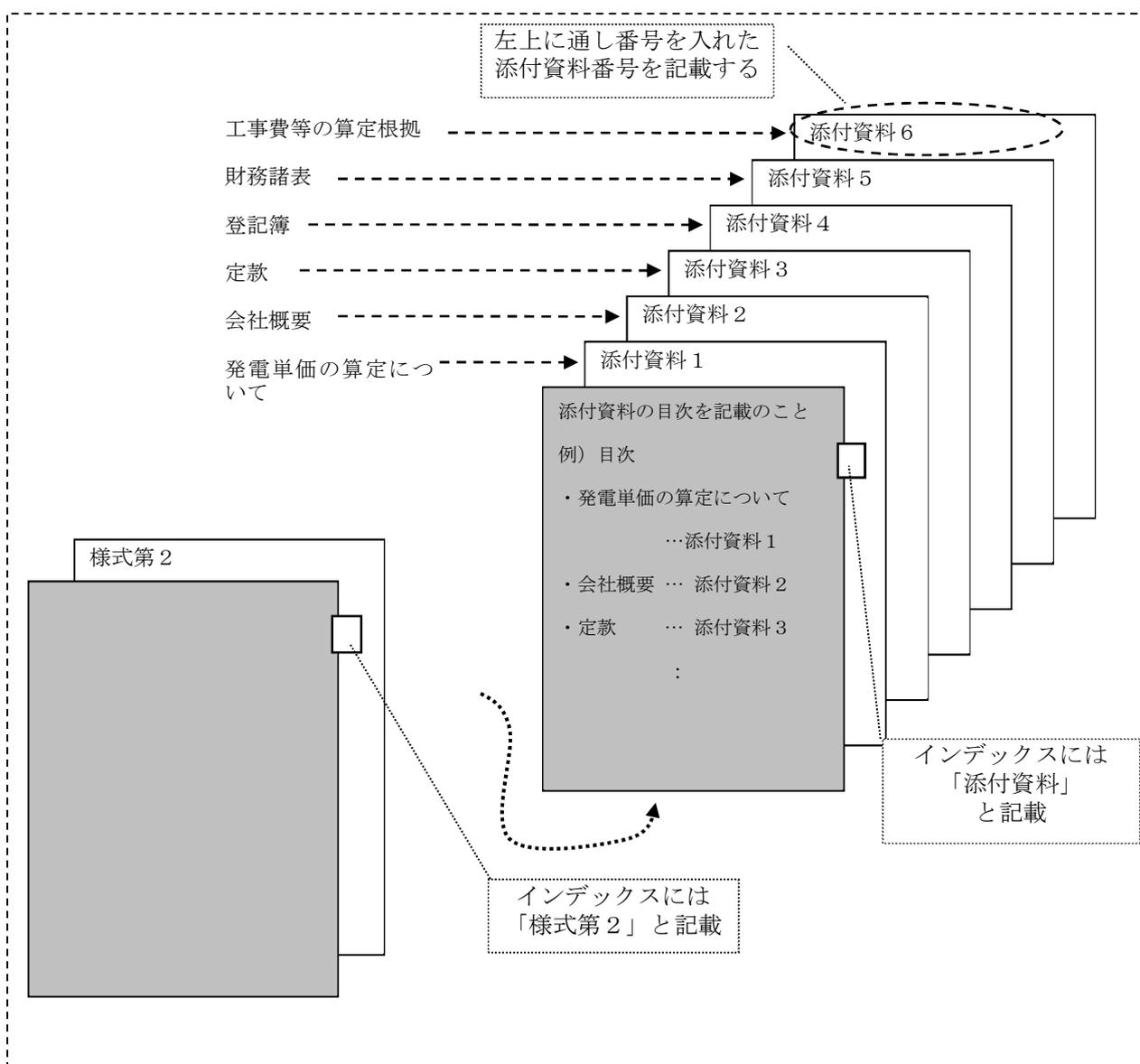


(2) 様式と添付資料の分け方

添付資料として、

- ・発電単価の算定について
- ・会社概要
- ・定款
- ・登記簿
- ・財務諸表
- ・工事費等の算定根拠

等を添付する場合。



※ 他の様式でも、算出根拠等の添付資料がある場合は上の例のように綴じ込んで下さい。